

墨田区監査委員公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年9月24日

墨田区監査委員	浜田	将彰
同	寺田	政弘
同	井尾	仁志
同	鞆	宣子

## 令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

### 1 根拠法令等

地方自治法第199条第7項及び墨田区監査基準

### 2 監査の対象

- (1) 令和2年度に財政的援助を与えた団体等における出納及びその他の事務執行のうち財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体の出納及びその他の事務で、令和2年度の執行に係るもの
- (3) 指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納及びその他の事務で、令和2年度の執行に係るもの

### 3 監査実施期間

令和3年7月2日（金）から令和3年8月6日（金）まで

### 4 監査対象団体

実地監査団体 20団体

別添「令和3年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表」のとおり、監査委員及び監査委員事務局による実地監査を実施した。

### 5 監査方針

- (1) 補助金が交付目的に沿って運用され、適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金の会計経理は適正に行われているか。
- (3) 出資団体における事務事業は、出資目的に沿って適正に行われているか。  
会計経理は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者による公の施設の事業運営及び施設管理は、協定書及び覚書の内容に沿って適正かつ効率的に行われているか。

### 6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、鞆宣子監査委員は社会福祉法人墨田区社会福祉事業団の監査について、除斥となった。

### 7 監査結果

上記のとおり監査を実施したところ、監査対象団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行は概ね当該財政援助の目的等に沿って行われていたが、以下に掲げる事項について、監査結果として特に記すものである。

(1) 指摘事項

ア 指定管理者による事務の執行に関するもの

- (ア) 覚書において、毎月末日までの食事提供実績数に基づく食事提供に係る指定管理料を区に請求すると定められているが、誤った実績数による請求及び支払が行われているものがあつた。(社会福祉法人墨田区社会福祉事業団、障害者福祉課)

(2) 指導・注意事項

以下については、指摘事項とするまでには至らないものの、不適切な処理が行われている事例である。実地監査で指導・注意を行い、所要の訂正・改善を確認し、あるいは今後の改善を約束させたものである。

ア 補助団体における事務の執行を適正に行うべきもの

- (ア) 要綱において、事業実績報告書等を区長に提出すると定められているが、期限を過ぎて提出されているものがあつた。(1 団体)
- (イ) 要綱において、補助事業に係る利用状況報告書を区長に提出すると定められているが、内容に誤りがあるものがあつた。(1 団体)
- (ウ) 要綱において、助成金に係る収支に関する帳簿その他必要書類は5年間保存すると定められているが、領収書等がないものがあつた。(1 団体)

イ 出資団体における事案の決定手続を適正に行うべきもの

- (ア) 事案の決定文書で、当該団体の規程に定める決定権者の押印がないもの、決定権者と異なる職の者により事案の決定が行われているものがあつた。(1 団体)

ウ 指定管理者による事務の執行を適正に行うべきもの

- (ア) 協定書において、事前に区の承諾を受けた場合に限り、指定業務の一部を第三者に委託することができると定められているが、承諾を受けずに委託されているもの、承諾に係る書面に記載された委託先に誤りがあるものがあつた。(2 団体)
- (イ) 協定書において、自主事業を実施する場合は、区に対して業務計画書を提出し、事前の承諾を受けなければならないと定められているが、承諾を受けずに実施されているものがあつた。(1 団体)
- (ウ) 協定書において、年度ごとに事業計画書を提出すると定められているが、内容に誤りがあるものがあつた。(1 団体)
- (エ) 協定書において、毎月、前月分に関する事業報告書を区に提出すると定められているが、期限を過ぎて提出されているもの、内容に漏れ

や誤りがあるものがあつた。(2団体)

(オ) 協定書において、毎年度の指定業務終了後に事業実績報告書及び歳入歳出決算書を提出すると定められているが、期限を過ぎて提出されているもの、内容に誤りがあるものがあつた。(7団体)

(カ) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応によって生じた損害及び増加費用の負担等に関する合意書で、金額の一部に誤りがあるものがあつた。(1団体)

エ 指定管理者による施設の管理を適正に行うべきもの

(ア) 消火器の前や非常口に障害物が置かれているものがあつた。(4団体)

オ 指定管理者による備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 区に所有権が帰属する備品で、区の備品番号等を記載したラベルが貼付されていないものがあつた。(2団体)

以上述べてきた指導・注意事項のほかにも、監査当日に軽易な誤りについての訂正等を行わせている。大きな事務の誤りを未然に防ぐためにも、適正な事務処理に留意されたい。

### (3) 監査委員意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

ア 指定管理者による事務の執行について

「7 監査結果(1)指摘事項ア(ア)」の事例は、利用者への食事提供に係る実績払の指定管理料の請求額に誤りがあつたものである。請求額の算定基礎となる食事提供件数を十分に確認することが必要なところ、団体内におけるチェック体制が十分には機能していなかつたものといえる。

これについては、請求書の提出を受ける所管課においても、実際に食事を提供したことが確認できる資料を添付すべきことを求めておらず、十分な内容確認ができなかつたことも原因の一つと考えられる。事務の合理化を推進するため資料の添付は不要と考えるのであれば、モニタリングの際にこれらを確認することが必要であつたとも考えられる。

請求額の多寡によることなく常に十分な確認体制を確保することを指定管理者と所管課の両者に要望する。

また、指摘事項とするまでには至らないものの、これまでの監査でも見受けられた協定書に基づく承諾手続の不備や実績報告書の提出の遅れなどの事例があつた。

さらに、区と指定管理者間で新型コロナウイルス感染症の影響による補償等に係る合意書を取り交わしている場合において、記載された金額の一部に誤りがあるもの、当該補償額等の歳入歳出決算書への記載が合意書に定められた計上方法となっていないものがあった。

これらについては、指定管理者制度を導入・運営していくうえで基本となる文書を軽んじている例であるといわざるを得ない。

監査委員はこれまでも、指定管理者制度の運用に当たっては、協定書や覚書等の文書を形だけのものと捉えず、両者が十分に内容を理解して、これを遵守すべきことを意見として述べてきたところである。

加えて、今回の合意書のような特殊な場合においても、このような事例が見られたことは、誠に遺憾である。

今後、同様の誤りを繰り返すことがないように、両者ともに十分な意識を持って業務に当たられたい。

#### イ 補助団体における事務の執行について

監査の結果、指摘事項とするような不適切な事例は確認されなかった。しかしながら、補助団体においても、過去の監査で指導・注意事項となったものと同様の事例が見受けられた。

まず、報告書が要綱で定められている期日を過ぎて提出されていたものや、その内容に誤りがあったものである。

報告書は、補助事業が適正に実施されたことを区に報告するものであることから、その記載内容は正確であることが求められ、提出期日についても、その期限は要綱で定められているものであり、適正に履行されるべきものである。

また、経理に係る関係書類の不備については、補助金が区民の税金を原資として交付されていることから、適切な目的に使用することは当然のこととして、その証しとなる関係書類を適切に整備し保管することも重要であり、これについても、要綱で定められているものである。

コロナ禍の影響により、極めて厳しい状況下で事務を行っていたことは想像に難くないところではあるが、これらが疎かにされてよいというものではない。

これまでの監査でも、その都度意見として申し述べているところではあるが、引き続き適切な事務の執行に尽力されたい。

#### ウ その他

区では、地方自治法の規定上は努力義務とされている内部統制に積極的に取り組んでいるところである。その最初の年度である令和2年度を対象とした今回の監査で確認されたこれらの事例の中には、所管課の確認等が

十分であれば防ぐことができたであろうものも見られた。このことは、内部統制の綻びに繋がりがねないものでもあり、意見として述べるところである。

区長が積極的な姿勢で内部統制を進めている中で、その意思が職員に十分に伝わっていなければ、今後の適切な制度運用に繋がっていかないと考え、敢えて苦言を呈するものである。

最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大は収束の兆しを見い出せない状況であるが、今回監査を実施した団体等においては、必要とされる感染症対策が概ね実施されており、利用者に対する細やかな配慮も感じることができた。今後も感染防止対策のみならず利用者の安心安全のため、引き続き意をもって施設等の運営に当たられたい。

# 令和3年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表

## 1 監査委員監査

実施日	対象団体	種類	財政援助等概要
7月13日 (火)	コナミスポーツ・セントラルエンジニアリンググループ	指定管理者	スポーツプラザ梅若の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	一般社団法人吾嬬の里	指定管理者	八広地域プラザの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月15日 (木)	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	外手児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	ライフサポート株式会社	指定管理者	両国子育てひろばの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月19日 (月)	社会福祉法人愛理会	指定管理者	墨田区ひきふね保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補助金 出資 指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月28日 (水)	社会福祉法人わかば会	指定管理者	墨田区長浦保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	一般財団法人墨田まちづくり公社	補助金 出資 指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するために設立された。区民施設の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月30日 (金)	住友不動産エスフォルタ・住友不動産建物サービス・アズビル共同企業体	指定管理者	すみだスポーツ健康センターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	補助金	高齢者に就労や社会参加の機会を確保し、また就労に必要な知識習得・技能向上のための講習を実施し、高齢者の生きがい充実と社会参加の促進を図る事業に対して、必要な経費の一部を補助している。
8月6日 (金)	株式会社丸井	指定管理者	すみだ産業会館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	公益財団法人墨田区文化振興財団	補助金 出資 指定管理者	芸術文化活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。

2 事務監査

実施日	対象団体	種類	財政援助等概要
7月2日 (金)	社会福祉法人わかば会	指定管理者	墨田区長浦保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	コナミスポーツ・セントラルエンジニアリンググループ	指定管理者	スポーツプラザ梅若の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月5日 (月)	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	補助金	はなみずき保育室における定期利用保育、一時預かり事業に関する経費の一部を補助している。
	一般社団法人吾嬬の里	指定管理者	八広地域プラザの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月6日 (火)	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	外手児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	ライフサポート株式会社	指定管理者	両国子育てひろばの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月8日 (木)	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補助金 出資 指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月9日 (金)	公益社団法人墨田区勤労者福祉サービスセンター	補助金	区内の中小企業勤労者の福利厚生を向上を図り、地域産業の活性化に寄与することを目的とした事業活動に対して、必要な経費の一部を補助している。
	一般社団法人墨田区観光協会	補助金	観光事業の振興を図り、もって地域産業経済の発展及び区民生活の向上に寄与することを目的として、事業活動に必要な経費の一部を補助している。
7月12日 (月)	社会福祉法人愛理会	指定管理者	墨田区ひきふね保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会	補助金 指定管理者	すみだボランティアセンターの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、地域福祉の推進を目的とした事業に関する経費の一部を補助している。
7月16日 (金)	一般財団法人墨田まちづくり公社	補助金 出資 指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するために設立された。区民施設の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月20日 (火)	社会福祉法人墨田さんさん会	補助金	障害者福祉の向上を目的とした福祉サービス事業に対して、必要な経費の一部を補助している。
7月26日 (月)	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	補助金	高齢者に就労や社会参加の機会を確保し、また就労に必要な知識習得・技能向上のための講習を実施し、高齢者の生きがい充実と社会参加の促進を図る事業に対して必要な経費の一部を補助している。
7月27日 (火)	社会福祉法人春和会	補助金	旧家庭センター跡地における子育て支援のための施設整備及び運営に対して、必要な経費の一部を補助している。
	株式会社丸井	指定管理者	すみだ産業会館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
8月2日 (月)	公益財団法人墨田区文化振興財団	補助金 出資 指定管理者	芸術文化活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
8月5日 (木)	墨田区老人クラブ連合会	補助金	高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進する老人クラブによって構成された連合会が実施する老人クラブ育成等に関する事業に対して、その経費の一部を補助している。
	すみだ地域ブランド推進協議会	補助金	協議会の積極的な活動を促進し、並びに地域ブランド力向上による中小企業の産業振興及びネットワーク構築を図り、もって地域経済活動の発展と活性化に資することを目的として、事業活動に必要な経費の一部を補助している。